

健感発0702第6号

平成25年7月2日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公印省略）

#### 市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について（協力依頼）

先般、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）の安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、協力をお願いしたところです。

現在、一部の市町村及び都道府県において、風しんの任意の予防接種に係る費用の助成（以下「助成事業」という。）が検討されているところであります、上記通知を踏まえ、どのように助成事業を運営することが望ましいか、問い合わせを受けているところです。このため、先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、今後、助成事業を実施する場合においては、下記の点に御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関に対し、周知方よろしくお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

なお、本日、本通知と併せて「風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）」（平成25年7月2日付健感発0702第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を発出しているところです。

#### 記

今後、助成事業を開始しようとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県にあっては、接種の前に抗体検査を実施し、抗体価が十分でないと確認できた方を助成事業の対象とすること等について検討いただきたいこと。

(参考) 実際に行われている助成事業の事例

① 風しん抗体検査及び予防接種の費用の助成の例

- ・ 19歳以上の市民で（1）妊娠を予定又は希望している女性とその夫、（2）妊娠している女性の夫を対象に、抗体検査を少ない自己負担額で実施
- ・ 上記抗体検査により、抗体が十分でないと確認できた方に対し、予防接種の費用を一部助成

② 予防接種の費用の助成の例

- ・ 市民で（1）妊娠を予定又は希望している女性とその夫、（2）妊娠している女性の夫に該当する方で、事前の抗体検査（自費）の結果、抗体が十分でないと確認できた方に対し、無料で予防接種を実施